

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 新たな価値創造と事業の持続性確保**のため、取引先や専門技術をもった企業とのオープンイノベーションを積極的に推進し、共同での技術開発やサービス創出に取り組みます。また、取引先の安定した事業継続を支援するため、**事業承継**に関する情報提供や助言を行います。
- 取引のIT化**を促進するため、**中小企業共通EDI** の導入を率先して進めるとともに、取引先に対してITツールの選定やデータ相互利用に関する助言を実施します。また、サイバーセキュリティ対策やIT人材育成に関するノウハウ共有を通じて、取引先のデジタル化を全面的に支援します。
- 取引先が直面する**人材不足や専門性の課題**に対応するため、当社が持つ**人材育成プログラム**や人の輝き方発見ツールにより専門性のある人材マッチングを支援します。
- サプライチェーン全体の「**健康経営**」を推進するため、当社の**健康増進施策**に関するノウハウ（メンタルヘルスケア、労働環境改善等）を取引先に積極的に提供します。また、健康増進施策の共同実施を検討し、ともに従業員が生き活きと働く環境づくりを目指します。

「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2025年 10月 2日

株式会社武蔵野 代表取締役社長 小山昇